

制度改正による申請が**必要**な方

新たに受給資格が生じる方

- ①所得上限限度額以上により、資格喪失となっている方
- ②高校生年代の児童のみ養育している方

受給額が増額する方

- ①児童手当受給中で、算定対象として認定されていない高校生年代の児童がいる方
- ②児童手当受給中で、新たに多子加算の算定対象となる 18 歳年度末経過後、22 歳年度末までの子がいる方
(この子を含めても養育している子が 3 人に満たない場合、多子加算の対象とならないため申請不要です)

申請方法

申請が必要と思われる方については、通知及び申請書を送付しますのでご確認ください。

なお、住民票が申請者と別世帯または市外の児童は市で把握できず、通知が届かない場合もあります。その他、申請が必要な方で通知が届かない場合は市へお問合せの上、申請をお願いします。

申請期限 **令和 6 年 10 月 31 日(木)**

- 令和 6 年 12 月支給に反映させるため、期限までの申請にご協力をお願いします。
- ※令和 7 年 3 月 31 日(月)までに申請いただければ、令和 6 年 10 月分から遡って支給します。
- ※公務員の場合は、勤務先へ申請してください。

制度改正による申請が**不要**の方

- ①児童手当受給中で、制度改正後も支給額が変わらない方
- ②児童手当受給中(特例給付)の方
(令和 6 年 10 月分以降は特例給付から改正後の手当額になります)
- ③児童手当受給中で、算定対象として認定されている高校生年代の児童がいる方
(令和 6 年 10 月分以降は算定対象から支給対象になります)
- ④現行でも多子加算を受けている方
(例：4 歳の児童(第 3 子)がいる場合、15,000 円⇒ 30,000 円になります)
- ⑤新たに多子加算を受ける方
(例：3 歳未満の児童(第 3 子)がいる場合、15,000 円⇒ 30,000 円になります)

手当額が変わる方については、令和 6 年 10 月以降に通知を送付します。



制度改正の詳細は
こちらからもご覧になれます！



▲小諸市公式 HP



▲こども家庭庁 HP

制度改正の内容

1. 所得制限の撤廃

現在は受給者の所得が一定以上ある場合、手当額が児童一律 5,000 円、もしくは手当が支給されませんが、改正後はこの制限がなくなります。

2. 支給対象期間の延長

「中学生(15 歳到達後最初の年度末まで)」から「高校生年代(18 歳到達後最初の年度末まで)」に延長されます。

3. 第 3 子以降(多子加算)の手当の増額

現在、高校生年代の児童からカウントして第 3 子以降の児童は月額 15,000 円でしたが、月額 30,000 円に増額されます。

4. 第 3 子以降(多子加算)のカウント方法の変更

第 3 子以降の算定対象が、「22 歳到達後最初の年度末まで」に延長されます。
(進学・就職にかかわらず親等の経済的負担がある場合)

【例】大学生(21 歳)、中学生(14 歳)、小学生(7 歳)を養育している場合
大学生を第 1 子、中学生を第 2 子、小学生を第 3 子とカウントします。
中学生は月額 10,000 円(第 2 子)、小学生は月額 30,000 円(第 3 子)となります。

5. 支給月を年 3 回から年 6 回(偶数月)に変更

令和 6 年 10 月支給以降、12 月、2 月、4 月、6 月、8 月、10 月支給となります。
(令和 6 年 10 月支給分までは改正前、12 月支給分以降は改正後の内容で支給となります)

| | 改正前 | 改正後 |
|------------------|---|--|
| 所得制限 | 所得制限、上限限度額あり | 所得制限なし |
| 支給対象 | 中学生まで (15 歳到達後の最初の年度末(3 月 31 日)まで) | 高校生年代まで (18 歳到達後の最初の年度末(3 月 31 日)まで) |
| 手当額 (月額) | 【3 歳未満】 15,000 円 【3 歳～小学校修了まで】 ・第 1 子、第 2 子…10,000 円 ・第 3 子以降…15,000 円 【中学生】 10,000 円 ※所得が所得制限以上の場合、 特例給付として児童一律 5,000 円 ※所得上限以上の場合支給なし | 【3 歳未満】 ・第 1 子、第 2 子…15,000 円 ・第 3 子以降…30,000 円 【3 歳～高校生年代まで】 ・第 1 子、第 2 子…10,000 円 ・第 3 子以降…30,000 円 |
| 第 3 子以降の 算定対象 | 高校生年代まで (18 歳到達後の最初の年度末(3 月 31 日)まで) | 22 歳到達後の 最初の年度末(3 月 31 日)まで |
| 支給月 | 6 月、10 月、2 月(年 3 回) 各前月までの 4 か月分 | 偶数月(年 6 回) 各前月までの 2 か月分 |

受給者の
皆さまへ

児童手当制度が改正されます

令和 6 年 10 月分(令和 6 年 12 月支給分)から児童手当制度が改正されるため、変更点や申請が必要な方について、お知らせします。

問 こども家庭支援課
こども保育係